

平成 31 年度 事業計画

社会福祉法人 幡多福社会

目次

I. 法人の基本方針	3
II. 事業内容	4
III. 平成 31 年度の事業運営	5
IV. 平成 31 年度の主な計画	6
V. 平成 31 年度 部署別（総務部・診療部・看護部・在宅支援部）	
総務部	7
診療部	9
薬剤科	
検査科	
リハビリ科	
栄養科	
看護部	11
看護科	
生活支援科	
在宅支援部	15
幡多希望の家さくらんぼホーム（生活介護事業）	
幡多希望の家通園センターさくらんぼ	
（児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業）	
幡多希望の家通園センターつくしんぼ	
（児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業）	
幡多希望の家ヘルパーステーション	
（重度訪問介護・居宅介護）	
幡多希望の家相談支援センター（相談支援事業）	

平成 31 年度事業計画

I. 法人の基本方針

社会福祉法人幡多福祉会は、地域の福祉の担い手として、社会福祉法人に求められる役割を、「医療・福祉の専門性」「障害児者の権利・人権の尊重」「地域との連携推進」を柱に、自律的かつ主体的な法人運営に尽力し取り組んでいきます。

【重点目標】

- ※ 「幡多福祉会の運営理念」及び「求められる職務行動規範」に沿った役割と使命を自覚し行動する。
- ※ 広く地域に開かれた法人運営に努め、地域との交流活動を推進していきます。
- ※ 人材の確保・育成・定着を図る。

【職務行動規範】～職員全員に持ち続けて欲しい心の在り方～

(理念を中心に)

- ・私たちは、働く場を“利用者の家”であると自覚し、利用者一人ひとりの人格・気持ちを尊重し、笑顔とともに明るい生活の場になるよう実践します。

(プロの職業人として)

- ・目の前の人に対し、感謝の気持ちで心のこもった挨拶・対応をします。
- ・自らの気づきを確実な行動に結びつけ、明るい職場環境を作ることで、利用者の安心・安全な生活を支えています。

(チームワーク)

- ・スタッフはお互いの仕事に尊敬の気持ちと思いやりの心を持ち、助け合って仕事を進めます。
- ・自分の仕事の質を高め、利用者・家族・同僚スタッフにとって価値あるものにしていきます。

(希望の家を支えるプロ集団)

- ・利用者一人ひとりに合った支援の実践ができる集団を目指します。
- ・常に学ぶ姿勢を持って仕事に取り組み、新しい考えを取り入れ、挑戦できるように専門性を磨いていきます。

Ⅱ. 事業内容

事業種別	名称	定員
医療型障害児入所施設	幡多希望の家	51床
療養介護事業所		空床型
短期入所（医療型）		
生活介護事業	幡多希望の家さくらんぼホーム	10名
障害児通所支援事業	幡多希望の家通園センターさくらんぼ（多機能型） 児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業・保育所等訪問支援事業	5名
	幡多希望の家通園センターつくしんぼ（多機能型） 児童発達支援センター・放課後等デイサービス事業 保育所等訪問支援事業・長期休暇支援事業	
相談支援事業	幡多希望の家相談支援センター 特定相談支援・障害児相談支援	
障害者居宅生活支援事業	幡多希望の家ヘルパーステーション	
	居宅介護・重度訪問介護・移動支援	

一般病床	特殊疾患棟入院料 I
外来診療	内科・小児科・精神科・リハビリテーション科
	神経科・放射線科

Ⅲ. 平成 31 年度の事業運営

【医療型障害児入所施設・療養介護事業・短期入所事業】（幡多希望の家）

1. 利用者処遇の向上
 - 個人の尊厳、虐待防止、権利擁護の追及、個別支援計画の充実
 - ①安心・安全で適切な医療・看護・リハビリテーション・療育支援を目指す
 - ②利用者のADL（日常生活動作）を正しく把握し、利用者環境と処遇面の見直し
 - ③運営理念・求められる職務行動規範の順守
2. 入所施設の運営：入所利用者 48 名体制の維持に努める
3. 入所利用者の生活スペースの充実を図る（病棟増改築） ※平成 30 年度より継続
4. 短期入所ニーズへの対応の充実を図り、受け入れの環境整備を整える
5. 人材の安定的な確保、育成

【生活介護事業】（幡多希望の家さくらんぼホーム） 対象：重症心身障害者

【障害児通所支援事業】（幡多希望の家通園センターさくらんぼ） 対象：重症心身障害児

1. 利用児・利用者数の増に向け、受入れ体制・送迎の課題に取り組む
2. 人材の効率的な配置で利用者支援の高い質を図る
3. 腰痛対策（ノーリフト推進）
4. 職員研修の推進
5. 送迎車輛の更新（リフト車輛の導入検討）

【障害児通所支援事業】（幡多希望の家通園センターつくしんぼ） 対象：発達障害児

1. 児童指導員・保育士の発達障害へのスキル向上（発達障害の研修参加の充実）
2. 利用ニーズへの対応整備
3. 利用児数増に向けた職員体制の整備

【相談支援事業】（幡多希望の家相談支援センター）

1. 事業の安定・継続的な運営を目指す
2. 相談支援員の増員（1名）

【障害者居宅生活支援事業】（幡多希望の家ヘルパーステーション）

1. ヘルパーステーションの運営体制の整備

IV. 平成 31 年度の主な計画

※ 法人

運営協議会の組織化（昨年度は組織化できず継続）

1. 【平成 30 年度から継続】

- ・ 幡多希望の家（医療型障害児入所施設・療養介護事業）の病棟増改築工事 ※社会福祉充実計画
利用者の方の生活スペースの充実を図る
- ・ 多目的スペース新築工事 ※社会福祉充実計画

2. 社会福祉充実計画の実施・見直し（5 か年計画の 3 年目）

3. 医師等の医療専門職の確保

- ・ 常勤医師・非常勤医師の確保
- ・ 医師会・近隣病院との繋がりを強め、協力体制を構築していく
- ・ 当直医の派遣依頼を行政・医師会に働きかけ、医師の勤務改善を図る

4. 業務改善

- ・ ノーリフトの推進（機器の活用・研修の推進）
- ・ 天井走行リフト設置に向けた検討を継続（入所・在宅支援事業所）

6. 人材育成

- ・ 職務行動規範の遂行
- ・ 職務行動規範の周知を図り、法人全体・各部署での啓発を行う。
- ・ 施設見学研修の実施（職員 10 名を対象に年間 2 回、今後の成長が期待でき研修参加で資質向上が見込まれる者を対象とする） ※社会福祉充実計画

7. 機器の更新

- ・ 超音波画像診断装置（エコー）の更新
- ・ PC 更新（Windows7 のサポート終了の為の買換え）

その他

- ・ 地域との連携、交流（地域の民生委員会等）
- ・ 福祉避難所開設訓練の実施（地区との連携）
- ・ ボランティア・見学者の受け入れ
- ・ 関係機関との情報交換や他施設との交流の場を設ける
- ・ ホームページをリニューアルし、広報活動を強化

V. 平成31年度 部署別（総務部・診療部・看護部・在宅支援部）

1) 総務部

【総務課】【庶務課】

1. 基本方針及び全体目標

平成31年度から始まる「働き方改革を推進するための関係法律」の施行に伴い、今年度は時間外労働の規制や年次有給休暇の計画的付与などが義務化されることとなります。更に翌年には同一労働同一賃金が義務化されることが決定しており、このことを受け、非正規雇用職員の処遇をどのように改善していくかが大きな課題となってきます。

併せて、人材確保も重要課題となっており、近年は外国人の雇用やテレワークの導入など、働き方の多様化に伴って新しい試みを導入する事業所も増えてきています。

事務としては、他施設等の動向や最新情報を得ながら、ライフワークバランスの実現に向けた職員ひとりひとりが働きやすい環境づくりを推進していきます。

そして、今年度も引き続き業務の効率化に向けた取り組みを実践し、事務スタッフの負担軽減を目指していくとともにチームワークの強化に努めていきます。

2. 具体的な取り組み

1) 諸規定の整備及び見直し

2020年4月までに、就業規則・給与規定・慶弔見舞規定等、職員の処遇に関連する諸規定の見直しや不足する規定の追加整備を以下のスケジュールで実施。

4月～7月…情報収集

8月～11月…方向性の協議・決定

12月～3月…諸規定の変更作業の実施

2) メンタルヘルス対策の強化

受検率低下の問題や高ストレス者に対するフォロー問題を解決すべく以下のことを実施。

①ハラスメント規定の整備及び相談窓口の周知

②ストレスチェックに対する理解を深めるための研修会の実施

③部署の枠を超えたコミュニケーションの活性化

3) 人材確保に向けた取り組みの強化

①機関誌の定期発行、ブログの強化等、積極的な情報発信

②就職フェアや相談会等への積極的参加

③見学者やボランティアの受け入れ

④福利厚生等処遇の見直し改善

4) 業務の効率化

効率的・効果的な組織の実現を目指し、一人ひとりが自発的に動けるチーム作りを実践していく。

- ①指示命令系統の一元化
 - ②役割分担の明確化
 - ③既存業務の見直し
 - ④フォロー体制の確立
 - ⑤ネットワークの活用（共有フォルダを利用しての情報共有化）
- 5) 入所・短期入所の利用ニーズの把握・調整
- ・行政等の関係機関や近隣の事業所との連携を図る
- 6) 障害者雇用の促進
- ・特別支援学校の卒業生を1名採用し、職場定着の為の指導・育成に努める。
 - ・障害者雇用を担当する職員の指導・育成

2) 診療部

1. 薬剤科

【目標】

医薬品の安全使用の徹底、及び職員への喚起

【事業計画】

1. 調剤室における医薬品の保管管理ならびに品質管理。
2. 入所者・外来への医薬品使用。
3. 病棟における医薬品の管理。
4. 医療安全対策の為の5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣化）を実行。
5. 医療安全管理委員会、感染対策委員会、褥瘡委員会、安全衛生委員会への参加。
6. 経費節減の為、出来る限りのジェネリック医薬品の採用
7. 災害時に備えて、約1か月分の医薬品の常備。
8. 医薬品に関しての職員研修実施（年1～2回）。
9. 薬剤師研修会への参加、幡多地域薬剤師・重症児施設薬剤師との交流。

2. 検査科

【目標】

- ・利用者及び職員の健康管理に努める
- ・施設職員として理念に基づき行動する

【事業計画】

- ① 利用者及び職員の健康診断を行い健康状態の把握に努める
- ② 平成31年度中に利用者全員の脳波測定を行う
- ③ 利用者との日常の関わりを持ち、一人ひとりの状況の把握に努める
- ④ 感染症発生情報の発信を行い、早期対応に努める
- ⑤ 他部署・他施設との連携・交流を持ち、情報交換に努める
- ⑥ 検査技術や知識の向上に取り組む
- ⑦ 検査作業手順書の見直しを行う

3. リハビリテーション科

【目標】

施設・在宅利用者の方に対して、豊かな生活が送れるよう、それぞれの専門性を活かしたリハビリテーションの提供を行う。

【事業計画】

- ① 障害特性を理解し、課題分析からリハビリプログラムを立案し実施する。
- ② 施設利用者及び在宅利用者の日常生活への関わりを持ち、関連部署と連携をとり、最善の対応策を検討していく。
- ③ 地域に対する支援を行う。
(保育所・学校などから要請があれば、日程調整をして速やかに対応する。)
- ④ 職員のスキルの向上
(研修会等には積極的に参加し、職員各自の意識を高め自己研鑽に努める)

4. 栄養科

【目標】

- ① 食事は私たち人間にとって生きる上での基本であり、さまざまな味わいを堪能できる大きな楽しみでもあり、入所生活において唯一の安らぎと潤いにもなります。
『食』を通し真に豊かで楽しく生活ができるよう、『利用者に喜んで食べてもらえる事』を第一に『安全で美味しく夢のある食事作り』を心がけ、利用者の健康と幸せを目指します。
- ② 栄養ケアマネジメントを通して、利用者個々の特性を十分に理解し、身体の状況に見合った適切な栄養管理（栄養補給）を実施していく。

【事業計画】

- ① 笑顔が見られ充実した日々を過ごして頂くため、季節感のある行事食や地産の旬な食材を生かし、目でも楽しめる豊かな食事の提供を行う。
- ② 医師・看護師・生活支援員・薬剤師・臨床検査技師・PT・OT・ST・管理栄養士等、多職種での情報共有と連携を図り、利用者の状態に応じた適切な栄養管理ができるよう実践に繋げていく。
- ③ 高齢化していく利用者の食形態の検討。
- ④ 『報告・連絡・相談』を徹底する。
- ⑤ 5S『整理・整頓・清掃・清潔・習慣化』の徹底をし、業務の安全・効率化を図る。
- ⑥ 非常時に備えた体制の整備と、非常時に想定される状況、それに伴うスタッフの役割を整理しマニュアル化していく。
(個別対応が困難なことが予測される。食物アレルギーの有無。)
- ⑦ 施設内勉強会への積極的参加、外部講習等の受講など各自向上心をもって仕事に取り組む。

3) 看護部

【年度目標】

- ① 利用者の個別性を尊重し必要とされる看護・支援を行い生活の質の向上に努める。
- ② 病棟改装に伴う、利用者の負担を最小限にとどめ安全配慮を徹底する。

1. 看護科

【事業計画】

1) 事故予防・対策に全員で積極的に取り組む

- ① 事故に繋がる可能性のあるヒヤリハットから事故報告書に関して2日以内には、病棟スタッフで緊急カンファレンスを実施し事故の防止又は拡大を防ぐ。
- ② 緊急カンファレンス評価を定期的に各グループ、病棟会で行う。
- ③ 病棟安全委員会の活動を行う。
- ④ 病棟内の整理整頓を行い安全な環境づくりをする。

2) 感染予防に努める

- ① 感染症の早期発見・早期治療・早期対応により、利用者の安全を確保する。
- ② 医療従事者、来訪者、その他の医療環境にいる全ての人々の安全を確保する。
- ③ 感染委員、看護が中心となり職員全体で日常的な感染防止に取り組む。
- ④ 感染症発生後速やかに感染症マニュアルに基づき感染の拡大を防止する。

3) 看護計画書の活用・見直し

- ① 利用者の状況を反映した看護計画の立案を行う。また、転倒転落リスク者に関しては必ず看護計画立案をする。
- ② 看護計画に基づいた看護記録を1日1回行う。
- ③ 病状変化があれば短期看護計画が立案でき観察の統一ができることにより異常の早期発見ができより良いケアができるようになる。
- ④ 看護計画評価と同時に家族への半年間の状況報告をする。

4) 人材育成

- ① 重症児協会認定看護師による研修会を1回/年行う。
- ② 管理者・主任・中堅・新人職員のレベル向上に向け施設内・外の研修会への参加を勧める。
- ③ 新卒看護師への指導・育成を行う。

5) 看護技術や知識の向上に向け取り組む

- ① 施設内外の研修会への積極的な参加。
- ② 研修会や講習会へ参加した者は、看護会を利用し伝達講習を行い看護師全体の知識の向上とレベルアップに繋げていく。
- ③ 看護技術マニュアルの見直しを行い、施設独自のマニュアルを完成し実際に使用し活かしていく。

2. 生活支援科

【事業計画】

1) 人材育成

①基本の徹底

理念を中心とし、組織の職員としての自覚を持つ。
報告、連絡、相談を生かし情報共有できるようにする。
言葉遣いの再確認を行い接遇に対する意識改革を行う。
基本業務の徹底（マニュアルを活かす）
介助前の声掛けの確認。
利用者に目配り、気配りを行う。

②主任を中心とした指導職職員のレベルアップを図る。

定期的な面接、会議を行い、現状把握を行う。（意識改革）

③スタッフの育成

新人スタッフ育成のマニュアルを作成し、大切に育成する。
基本的なレベルは「標準化」し、業務の基礎・基本に繋げる。

2) 生活支援の充実

①利用者の健康状態を把握し、ニーズの把握に努め支援の充実を図る。

②個別支援計画の活用、見直し

- ・アセスメントを充実させ、利用者の個々に応じた計画とする。
- ・年間計画をきちんと立案し、業務に流されず支援の充実に努める。
- ・記録の書き方の統一を図り、電子カルテに積極的に記入する。

③成人にふさわしい支援を確立し、生活の場としての豊かな環境作りを目指す。

3) 環境管理と職員の体調管理

①病棟内の整理整頓を人任せにせず、自ら行えるよう心がける。

②利用者の安楽・安心な日常生活の提供のサポートと、職員の腰痛予防の二つの側面からもノーリフト推進委員を、中心とし福祉機器を積極的に活用していく。

4) 病棟改装に向けての計画

①病棟改装委員・業務改善委員が主となり、病棟の改装がスムーズに行えるようにする。

3. 生活支援科 病棟助手

- ①病棟内の清潔、衛生を保つ。
- ②手順に基づき、利用者に対し積極的・間接的援助ができる。
- ③家政との連携を図り、業務効率化を図る。
- ④補助職員との連携を密にとり、働きやすい環境づくりを行う。

【月間の取り組み】生活支援科

感覚統合	第二 土曜日
活動	第三 火曜日
クッキング	第四 土曜日
お茶会	第四 日曜日
ミュージック・ケア	月 2 回実施
レクリエーション	月 1 回実施

H31年	施設内		施設外	
	日	施設内 行 事		施設外 行 事
4月				花見
		お茶会	2回/月	半日施設外・お楽しみ外出
5月	20日	希望の家祭		一日施設外
		お茶会	2回/月	半日施設外・お楽しみ外出
6月				一日施設外
		お茶会	2回/月	半日施設外・お楽しみ外出
7月		夕涼み会		一日施設外
		お茶会	2回/月	半日施設外・お楽しみ外出
8月				一日施設外
		お茶会	2回/月	半日施設外・お楽しみ外出
9月				一泊旅行
		お茶会	2回/月	一日施設外 半日施設外・お楽しみ外出
10月		ミニ運動会		一泊旅行
		お茶会	2回/月	半日施設外・お楽しみ外出
11月		ハロウィン		外へ飛び出せ運動会
		お茶会		一日施設外
		焼いも	2回/月	半日施設外・お楽しみ外出
12月		クリスマス会		
		お茶会		
1月		初詣		
		お茶会		
2月		節分		
		お茶会		
3月				
		お茶会	2回/月	半日施設外・お楽しみ外出

年間取組

※ランチでGO外出 : 毎月第1日曜日 第2日曜日 (第5週の平日がある月は優先する)

4) 在宅支援部

1. 生活介護事業 (幡多希望の家さくらんぼホーム) 定員 10 名

【年度目標】

- ① 職員の腰痛予防等、安全衛生の委員を中心に安全衛生の考え方等を研修会やスタッフ会等で周知していく。
- ② 日中と夜間の事業の切り分けを行い、利用者増を図る。

【事業計画】

- ① 職員の腰痛予防等、安全衛生の委員を中心に安全衛生の考え方等を研修会やスタッフ会等で周知していく。
 - ・ 年間の職員研修の中に組み入れ、周知を図る
 - ・ 外部研修にも積極的に参加し、組織体制を構築する
 - ・ 安全衛生委員会を定期的に開催し、年間計画を基に取り組んでいく
- ② 日中と夜間の事業の切り分けを行い、利用者増を図る
 - ・ 利用者の状態の把握の為に、引き継ぎのシートを使い状態を引き継ぐ
 - ・ 今までショート利用の際には利用日としてカウントできなかったが、今後は利用曜日にはさくらんぼを利用していただき利用実績を上げる。
 - ・ 環境や人の変化に弱い利用者の方が多いため、ショート利用中にさくらんぼの利用ができる事でストレス等の軽減を図る。

2. 多機能事業所 (さくらんぼ)

(幡多希望の家通園センターさくらんぼ) 定員 5 名

「児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援」

【年度目標】

幡多希望の家の医療や各専門分野との職員と連携は元より保育所や他機関との支援会にも参加し状態の共有化を図り、児童に合った保育・訓練等を実施する。

【事業計画】

1) 児童発達支援事業

- ・ 家族との情報交換を密に行いケース会で他職種と連携を図りながら、児童の成長に合わせた療育・必要な医療ケアを行う。
- ・ 児童の発達に応じた個別支援計画書を作成し、定期的に評価を行う。
- ・ 保育所や、かかりつけ医等、他機関と支援会等に定期的に参加し本児の状態把握や情報の共有を行う。

2) 放課後等デイサービス

- ・ 家族や学校の先生と情報交換を行いながら、本児に集団活動を通して様々な活動を行ったり、感覚刺激を多く取り入れた療育活動を行う。また、本児に合った個別支援計画書を作成し定期的な評価を行う。

※その他の計画に関しては、生活介護事業所と連携しながら事業を進める。

3. 多機能事業所（つくしんぼ）

（幡多希望の家通園センターつくしんぼ） 定員 10 名

「児童発達支援センター・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援」

【年度目標】

- ①利用児のアセスメントを行う為に、発達段階や障害特性の研修に参加し事業所内に持ちかえり他職員へも周知する
- ②将来を踏まえ自立した生活が送れるよう、児の特性や発達に応じた個別・集団活動を提供する
- ③保育所訪問の担当職員を決め、保育所訪問の利用を少しずつ拡大していく

【事業計画】

- ①利用児のアセスメントを行う為に、発達段階や障害特性の研修に参加し事業所内に持ちかえり他職員へも周知する
 - ・ 専門的な研修の情報を収集し職員を研修に参加させ、その内容については職員間でも共有する
 - ・ 所内でも基礎的な所から専門的な内容まで今まで研修へ行った職員を中心に勉強会を行い質の向上に努める
 - ・ 発達段階や・障害特性を理解する為、個々の職員が専門書の活用やネット等で調べて知識を得る
 - ・ 各個人がどのようにアセスメントしているのかを探り、共通理解が出来る様なアセスメントシートを検討する
- ②将来を踏まえ自立した生活が送れるよう、児の特性や発達に応じた個別・集団活動を提供する
 - ・ 個別・集団療育の内容・環境・支援の方法については、定期的に指導してもらう時間を確保し学ぶ
 - ・ 発達段階や障害特性については、本やインターネット等色々な媒体での情報収集を行うほか、ケース会等でも他職種の方からの意見も聞き個別～集団への療育に展開していく。
- ③保育所訪問の担当職員を決め、保育所訪問の利用を少しずつ拡大していく

4. 訪問介護事業所（障害者総合支援法）

【年度目標】

- ① 所内研修や外部研修に参加することにより、多岐にわたる障害の特性の勉強を行う
- ② 重度訪問介護から居宅介護へ事業を切り替えることにより、収入の安定化を図る

【事業計画】

- ① 職員の障害への理解を促しサービスの質の向上に努める。
 - ・職員間で利用者の情報交換を行い計画に沿ったサービスの質の一律化に努める。
 - ・ケアの質の向上を目指した目標とそれに対して評価を重ねていく。
 - ・サービス提供時の疑問及び問題点はその都度話し合い、解決し次の訪問へ活かしていく。
 - ・所内研修、所外研修で障害児（者）の研修がある時は積極的に参加し理解を深め、より良い支援ができるように努める。
 - ・月1回の定期的な所内研修にも皆が参加できるように日程の調整を行い、声を掛け合い参加を促す。
- ② 重度訪問介護から居宅介護へ事業を切り替えることにより、収入の安定化を図る
 - ・H31年3月末を持って重度訪問介護事業を廃止し、居宅介護事業（身体介護）に変更し事業収入の増を図る。（現サービス内容や利用時間数については、今まで同等のものを提供する。）

【所内研修計画】

4月	地震、災害時の対応について	10月	苦情解決についての研修
5月	緊急時の対応に関する研修	11月	プライバシー保護の取り組みに関する研修
6月	事故発生又は再発防止に関する研修 (福祉用具含む)	12月	感染症・食中毒の予防及び蔓延防止に関する研修
7月	接遇に関する研修	1月	虐待防止について身体拘束
8月	身体拘束についての研修	2月	倫理及び法令遵守に関する研修
9月	訪問介護サービス (身体介護、生活援助について)	3月	ヘルパーに認められた医療行為

5. 相談支援事業

障害者総合支援法のもと、さまざまな事業展開の中で、相談支援事業の役割は多くあり、重要な位置づけをされている。しかし、基本は、利用者の自己決定、自己選択を大切にしながら、アセスメントからニーズ把握し、サービスの調整、生活全般にかかわる相談・支援を行うことである。合わせて、住み慣れた地域でその人らしく暮らしていけるように、社会資源の開発に携わることは、今後も取り組んでいくべきことである。

また、相談業務にかかわる中で、これまでどうにか対応できていたことが、社会や地域の変化や、障害児者をめぐる環境や個人の変化にともない、様々な地域の課題が明確化となってきた。これらの課題を少しでも解決できるよう市町村をはじめ、各福祉関係者と一緒に協同連携を行っていききたい。また、制度的な動向を把握しながら、相談支援専門員はソーシャルワークの担い手であることを意識し、社会福祉援助技術等のスキルアップを怠らず、業務展開をしていきたいと思う。

<年間目標>

- ① 新規・継続のケースについて、状況を把握し、アセスメント・ニーズ検討、サービス等利用計画作成、モニタリング等について滞りなく実施していく。また計画相談以外の基本相談についても、ケアマネジメントの手法を取り入れた、丁寧な支援を展開していく。
- ② 相談支援の土台となる個別支援を大切に、関係機関と連携をしながら、継続した支援を行う。
- ③ 研修等に参加し、相談支援専門員としての専門性を磨く。
- ④ 地域の各分野の関係機関と協力、連携を行い、幡多福祉圏域の障害福祉サービス等に係る地域課題を明確化し、課題解決を目指す。

<実施項目>

- ① ニーズの把握、課題解決を行う。

ご本人・ご家族と、訪問来所電話等の方法により、信頼関係を築きくことから始め、アセスメント、ニーズ把握、プラン作成、モニタリングを行っていく。また、サービス等利用計画書作成にとどまらず、各種さまざま相談（一般的な相談、基本相談）支援についても、きめ細かい支援を行うようにする。

- ② 市町村・関係機関と連携を図る

個別支援介護や情報交換を行うなかで、各分野の関係機関と連携を行う。またニーズの掘り起こし、地域の課題を見つけ、地域自立支援協議会へ提案、資源開発に努める。また幡多福祉圏域全体の地域連携を図るためにシステムづくりを行う。

- ③ 各部署との連携を図る。

サービス管理責任者をはじめとする担当者や各部署との連携をはかる。またサービス等利用計

画作成にかかわるプロセスにおいて、担当者と連絡・情報交換を行い、共通認識をもつ。

ほか、発達障害児にかかわる支援について、関係スタッフと連携を図る。実際のとりくみの参加やケア会の実施等により、一人ひとりの情報共有、理解を深め、支援体制の強化を行う。また児童生徒の長期休暇時期の受け入れについてもできるかぎり支援を行う。

④ 高知県障害児療育等支援事業の充実を図る。

窓口として、地域のニーズを施設のスタッフへ理解協力を得ることに努め、家庭、保育所、学校等の地域へ、施設のノウハウを提供でき、いつでも気軽に相談できる専門機関としての役割を担っていく。

⑤ 研修・勉強会への参加

社会福祉をめぐる制度や情勢は変わってきているため、新たな情報収集の必要性和、自分自身のスキルアップのために研修や勉強会の参加を積極的に行い、障害児者に関係する連絡会等に参加することで、地域の実情について情報収集をしていく。

⑥ 高知県障害者相談支援アドバイザーとしての活動を実施。

引き続き継続した活動を行う。まだまだ十分なことはできないが、できることから相談支援事業体制の充実に向けていきたい。特に自立支援協議会の運営と活動についての助言と幡多福祉圏域の相談支援事業がスムーズに展開できるよう助言、研修の企画、人材育成等に努める。

⑦ 親の会等、保護者同士の交流に対してかかわりを持つ。

保護者に対して、様々な交流会や面談を通じて、情報提供や相談業務を実施していく。

⑧ 記録・事務的な作業を効率的にこなすように努める。

個別の記録・他事務的な作業ができるだけ遅れないように、日々の業務を段取り良く行う。